

低所得世帯物価高騰緊急支援給付金(こども加算分)

受給には手続きが必要です

- 物価高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得の子育て世帯(住民税非課税世帯、均等割のみ課税世帯)を支援する給付金です。
- 給付金を受給するためには、**手続きが必要**です。

給付金の支給額

児童 1 人あたり **5万円**

※加算対象児童(平成17年4月2日生～令和5年12月1日生)
 住民税非課税世帯、または、均等割のみ課税世帯に属し、かつ、当該世帯主と同一生計となっている18歳以下の児童

給付金の支給開始時期

- ・ 2月15日頃に案内通知発送
- ・ 2月29日より順次支給開始
- ・ 支給決定通知をもって案内します。
- ・ 市が受理した日から支給までに3週間程度時間を要する場合があります。
- ・ 申請受付期限：令和6年8月31日(土)

支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯 (いずれかにあてはまる世帯)

(※住民税均等割が課税されている者の扶養親族のみで構成される世帯を除く)

令和5年度「**住民税非課税**」世帯、
 「**均等割のみ課税**」世帯に属する
18歳以下児童の住民異動がない世帯
 ※対象世帯に案内が届きます

令和5年度「**住民税非課税**」世帯、
 「**均等割のみ課税**」世帯であって
 ①令和5年1月2日以降の転入者の税情報が真庭市では不明の世帯
 ②18歳以下の児童と別世帯だが生計が同一の場合
 ③令和5年12月2日～令和6年8月31日に出生した新生児を含む世帯
 (※未申告者を含む世帯を含む)

4/30 までに **返送が必要です**

- ※令和5年12月1日時点で真庭市に住民登録がある世帯主宛に確認書を送付します。
- ※転入した者を含む世帯のうち、令和5年1月1日時点の税情報が確認できる世帯には確認書を送付します。
- ※確認書の返送期限内に提出できない場合は、真庭市コールセンターへ連絡下さい。
- ※既に他市区町村より同種の給付金の支給を受けた者を含む世帯を除きます。ただし、基準日時点で離婚協議中または同等の状態にある世帯、基準日以降の離婚等に該当する世帯は、真庭市コールセンターに連絡下さい。

8/31 までに **申請が必要です**

- ※令和5年12月1日時点で真庭市に住民登録がある世帯主宛に申請書を送付します。
- ※上記のうち、該当と思われる世帯は必要書類を添付し、申請書を窓口^①に直接または郵送^②で提出して下さい。
- ※基準日時点で住民登録のない児童(出生含む)が世帯にいる場合は案内通知が届かないため、真庭市コールセンターに連絡下さい。
- ※既に他市区町村より同種の給付金の支給を受けた者を含む世帯を除きます。ただし、基準日時点で離婚協議中または同等の状態にある世帯、基準日以降の離婚等に該当する世帯は、真庭市コールセンターに連絡下さい。



! 物価高騰緊急支援給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください!



お問い合わせ

真庭市コールセンター「物価高騰緊急支援給付金」窓口

TEL 0867-42-1616 受付時間 平日9:00～17:00